

避難行動要支援者名簿って何？

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務付けられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難と思われる方を登載しています。この名簿は、災害時の避難支援や安否確認などに利用します。

名簿にはどんな人が載っているの？

広陵町地域防災計画に定めにより、次の方々を登載しています。

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障がい者手帳1・2級（総合等）を所持する身体障がい者（心臓機能障がいのみで該当する方は除く）
- ・ 療育手帳A・Bを所持する知的障がい者
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯者
- ・ 町の生活支援を受けている難病患者
- ・ 他の災害時要配慮者のうち、町長が特に必要と認め、要支援者名簿への登録を希望される方

名簿はどのように活用されるのですか？

災害時に**避難支援等関係者**※へ情報を提供し、避難支援や安否確認などに活用します。また、平常時から、避難支援等関係者へ情報を提供することで、日頃の見守りや、災害時に避難支援を必要とする方への支援体制の強化につなげることができます。

※ 避難支援等関係者とは、消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者のことです。

名簿登載者に対して
「名簿情報提供の同意について（お願い）」

同意した場合

平常時から、地域の自主防災組織や民生委員など、避難支援等関係者へ情報を提供します。名簿は、日頃の見守りや、災害時に円滑な避難支援を行うために活用されます。

同意しない場合

災害時のみ、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者へ情報を提供します。